



# 栃木県公報

平成29年  
2月24日(金)  
号外  
第3号

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定..... 1

## 告示

### 栃木県告示第77号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月24日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン（通称名2-FPM）及びその塩類
- (2) N-（1-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1）及びその塩類
- (3) N-（2-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2）及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

#### 3 指定の効力発生の日

平成29年2月25日

(薬務課)